

諮問番号：令和２年度諮問第４号，第５号

答申番号：令和３年度答申第２号，第３号

答申書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は，認容されるべきである。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 審査請求に係る処分

令和２年３月２日付け平成３１年度市民税・県民税 普通徴収税額の変更通知書（平成３０年度分）による平成３０年度分の市民税・県民税の普通徴収税額の変更処分（本件処分１）

令和２年３月２日付け平成３１年度市民税・県民税 普通徴収税額の変更通知書による平成３１年度分の市民税・県民税の普通徴収税額の変更処分（本件処分２）

２ 審査請求

審査請求人は，令和２年６月１日付け審査請求書により，審査庁に対し，本件各処分等の取消しを求める審査請求をした。

審査請求人からは，同年７月１９日付けで，口頭意見陳述の申立てがあり，同年９月１８日午前１０時から実施をすることを決定したが，審査請求人から新型コロナウイルスの影響により外出規制がある旨の連絡を受け，一旦延期を決定した。その後，審査請求人は，外出規制は厳しいままであるとして，同年１０月１４日付けで，口頭意見陳述申立てを取り下げた。

一方，審査請求人から，口頭意見陳述に代えて，反論書の提出を行いたいという申し入れがあったので，これを認めたところ，同年１１月５日付けで反論書の提出があった。

なお，令和３年１月１８日付けで，本件処分１及び本件処分２は，審理手続きを併合することを決定し，その旨を審査請求人及び処分庁に通知している。

第３ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

（１）本件処分１について

令和２年３月４日付けで，処分庁から，日本年金機構等による公的年金の再裁定等を理由として，平成３０年度市民税・県民税普通徴収額を増額する旨の通知を受けたが，日本年金機構から年金の再裁定を受けたことはなく，本件処分１には理由がないとするものである。

（２）本件処分２について

令和２年３月４日付けで，処分庁から，日本年金機構等による公的年金の再裁定等を理由として，平成３１年度市民税・県民税普通徴収額を増額する旨の通知を受けたが，日本年金機構から年金の再裁定を受けたことはなく，本件処分２には理由がないとするものである。

(3) 本件処分等について

ア 審査請求人は、「日本年金機構から公的年金の再裁定を受けたことはなく」と主張しているのに、処分庁は、審査請求人の主張を、「日本年金機構等から公的年金の再裁定等を受けたことはなく」と述べていることは不当である。

イ 処分庁は、「公的年金等の支払者（株式会社○銀行（○企業年金基金の受託者）」から公的年金等支払報告書の提出があったと主張するが、「公的年金等」の「等」とは何なのか不明である。

また、本件処分等の理由は、「日本年金機構等による公的年金の再裁定等」とされるが、「日本年金機構等」の「等」とは何なのか、「公的年金の再裁定等」の「等」とは何なのか明確な定義がなされておらず、定義がされない以上、処分は根拠がない。

ウ 処分庁は、「公的年金等の支払者（株式会社○銀行（○企業年金基金の受託者）」から公的年金等支払報告書の提出があったと主張するが、この指摘は、令和2年6月24日付けの弁明書において初めて主張され、同年3月2日付けの本件処分等の各通知書の理由としては記載されていないところ、「法は遡及せず」、新しい理由を追加することはできない。

エ 弁明書には、「公的年金等支払報告書（別紙）の提出」があると記載しているが、弁明書には別紙が添付されていないので、秘匿しているのか、存在しないのか不明である。

オ 審査請求人が、日本年金機構に公的年金の再裁定を行ったことがあるかを問い合わせたところ、「ない」との回答を得ている。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分1について

審査請求人は、日本年金機構から年金の再裁定は受けたことがないから、本件処分1には根拠がないと主張するが、実際は、公的年金等の支払者（株式会社○銀行（○企業年金基金の受託者）」から処分庁に対して公的年金等の追加支給が行われた旨の記載のある平成29年分の公的年金等支払報告書の提出があり、本件処分1には根拠があり、違法性はない。

(2) 本件処分2について

審査請求人は、日本年金機構から年金の再裁定は受けたことがないから、本件処分2には根拠がないと主張するが、実際は、公的年金等の支払者（株式会社○銀行（○企業年金基金の受託者）」から処分庁に対して公的年金等の追加支給が行われた旨の記載のある平成30年分の公的年金等支払報告書の提出があり、本件処分2には根拠があり、違法性はない。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 地方税法第24条第1項によれば、道府県民税は、同府県内に住所を有する個人に対しては、均等割額及び所得割額の合算額により課すこととされ、同法第294条第1項によれば、市町村民税は、市町村内に住所を有する個人に対しては、均等割額及び所得割額の合算額により課すこととされ、同法第32条第1項、第313条第1項で、所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とされている。ここでいう「総所得金額」は、所得税法第22条第2項の計算の例によって算定するものとされている（地方税法第32条第2項、第313条第2項）。

そこで、所得税法を確認すると、「公的年金等」については、「雑所得の金額」として、「総所得金額」に含まれることとされているので（所得税法第22条第2項第1号、第35条第2項）、「公的年金等」の追加の支払があれば、「雑所得の金額」が変更され、「総所得金額」も変更されることになるから、市町村民税の所得割額も変更されることとなる。

なお、ここでいう「公的年金等」は、所得税法第35条第3項に規定されている。複数の種類の異なる年金を合わせて「公的年金等」と規定しているものであり、その範囲は法律上明確である。そもそも、弁明書には、○企業年金基金からの年金の支払であることが明確であるので、「公的年金等」の「等」が何を指すのか明らかにしなければ、判断ができないものではない。

(2) ところで、地方税法第317条の6第4項は、公的年金等の支払をする者で、源泉徴収義務がある者は、前年度中の公的年金等の支払額その他必要な事項を、公的年金等支払報告書に記載して、市町村の長に提出することとされているので、公的年金等の支払額は、「公的年金等支払報告書」により、認定されることになる。

この点、処分庁から提出のあった「公的年金等支払報告書（個人別明細書）」の「平成29年分公的年金支払報告」によれば、支払金額6,000円、源泉徴収税額460円として、追加分の支払が○企業年金基金の受託者である株式会社○銀行からあったことが認められる（摘要欄に、「追加分 支払者（○企業年金基金：受託者 株式会社○銀行）」の記載がある。）。また、処分庁から提出のあった「公的年金等支払報告書（個人別明細書）」の「平成30年分公的年金支払報告」によれば、支払金額9,000円、源泉徴収税額689円として、追加分の支払が○企業年金基金の受託者である株式会社○銀行からあったことが認められる（摘要欄に、「追加分 支払者（○企業年金基金：受託者 株式会社○銀行）」の記載がある。）。

したがって、本件処分等は、公的年金等の追加の支払が確認され、「雑所得の金額」が変更され、「総所得金額」が変更された結果、行われたものであると判断できるので、違法なものとはいえず、本件処分等を取り消すように求める審査請求人の請求を認めることはできない。

(3) この点、審査請求人は、日本年金機構から年金の再裁定を受けたことはないと主張し、さらに日本年金機構に公的年金の再裁定を行ったことがあるかを問い合わせたところ、「ない」との回答があった旨を主張するが、本件処分等の各通知書には、「日本年金機構等による公的年金の再裁定等」を理由とする変更である旨が記載されており、変更理由は、「日本

年金機構から年金の再裁定」に限定されず、日本年金機構から年金の再裁定があったか否かを確定させる必要はない。

また、審査請求人は、変更の理由について「日本年金機構等による公的年金の再裁定等」の「等」が何を指すのか定義されていないことを、本件処分等が違法である理由とするが、公的年金等の支払は、「日本年金機構」に限られず、審査請求人の場合、○企業年金基金であったように複数考えられ、これを念頭に置いて「日本年金機構等」とされていることは明白であるし、「再裁定等」には再裁定だけでなく、改定の遅延、誤謬等、支払額の増減額を生じさせる事象を総称していることも明らかであるので、本件処分等の各通知書に理由として、「日本年金機構等による公的年金の再裁定等」と記載されていることも、本件処分の妥当性を失わせるものとは言えない。

(4) さらに、審査請求人は、処分庁の「公的年金等の支払者（株式会社○銀行（○企業年金基金の受託者）」から公的年金等支払報告書の提出があったとの指摘は、令和2年6月24日付けの弁明書において初めて主張されたもので、同年3月2日付けの本件処分等の各通知書の理由としては記載されておらず、理由の新たな追加に当たり、これは法の不遡及原則に反すると主張するが、処分庁は、弁明書で、本件処分等の理由を新しく追加したのではなく、もともと理由として記載した「日本年金機構等による公的年金の再裁定等」の内容と根拠を説明したものといえ、この点でも審査請求人の主張を酌むことはできない。

(5) なお、「公的年金等支払報告書（個人別明細書）」は証拠資料として提出され、提出書類については、閲覧等を請求するように促す旨の通知を審査請求人に対して行い、弁明書にも審査請求人が閲覧等を行うことは差支えないと記載があるが、審査請求人から閲覧等の請求はなかった。審査請求人は、「公的年金等支払報告書（個人別明細書）」が添付されていないので、秘匿しているのか、存在しないのか不明と主張するが、秘匿しているわけでも、存在しないわけでもない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和3年3月11日 諮問

令和3年5月21日 諮問第4号及び諮問第5号を併合する旨の決定

調査審議

令和3年7月 2日 調査審議

令和3年8月18日 審議

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- 1 審査請求人の主張は、「日本年金機構等による公的年金の再裁定等」を理由として、平成30年度及び平成31年度の市民税・県民税普通徴収額を増額する旨の通知を受けたが、日本年金機構から年金の再裁定を受けたことはないというものである。

上記主張は、法的に整理すると、市民税・県民税の普通徴収税額の変更処分の理由として

通知書に記載された「日本年金機構等による公的年金の再裁定等」という内容では行政手続法の要求する理由付記として十分ではない、具体的には上記記載では審査請求人が○企業年金基金から受け取る企業年金に変更があったことが市民税・県民税の普通徴収税額の変更処分の理由であることは理解できないというものであると考えられる。

そこで、以下、本件各処分の理由が行政手続法の要求する理由付記として十分であるかどうかという観点から検討する。

- 2 理由付記については、一般旅券発給申請に対する拒否処分に関し、最高裁昭和60年1月22日判決（民集39巻1号1頁）が「旅券法が右のように一般旅券発給拒否通知書に拒否の理由を付記すべきものとしているのは、一般旅券の発給を拒否すれば、憲法22条2項で国民に保障された基本的人権である外国旅行の自由を制限することになるため、拒否事由の有無についての外務大臣の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによつて、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであり、このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、一般旅券発給拒否通知書に付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して一般旅券の発給が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に発給拒否の根拠規定を示すだけでは、それによつて当該規定の適用の基礎となつた事実関係をも当然知りうるような場合を別として、旅券法の要求する理由付記として十分でないといわなければならない。」と判示する。

また、一級建築士免許の取消処分の理由付記に関し、最高裁平成23年6月7日判決（民集65巻4号2081頁）が「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」と判示する。

上記各判例に鑑みれば、本件各処分の理由についても、少なくとも、いかなる事実関係に基づいていかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、審査請求人においてその記載自体から知ることができるものでなければならないというべきである。

- 3 そこで、本件各処分に付された理由について検討する。

本件各処分に付された理由は「日本年金機構等による公的年金の再裁定等」というものである。

まず、本件各処分の理由は、「日本年金機構等による…」と敢えて日本年金機構という固有名詞を例示している。これは日本年金機構から公的年金をもらっている人にとっては処分理由として具体的でわかりやすいという意義がある反面、本件の審査請求人のように日本年金

機構から年金をもらっていない人にとっては却って混乱してしまい処分理由としてわかりにくくなるという問題がある。

また、本件各処分の理由は「公的年金」と限定しており、所得税法第35条第3項第3号に規定される「公的年金等」の「等」をあえて省略した記載になっているところ、一般に公的年金とは国が運営する年金を意味し、具体的には「国民年金」と「厚生年金」を意味するものであって、企業年金は含まれない。そうである以上、公的年金に増減があり税額が変更となった人にとっては処分理由として問題はないが、本件の審査請求人のように企業年金(所得税法第35条第3項第3号に規定される「公的年金等」に該当はするが、「公的年金」には該当しない)に増減があった人にとっては、処分理由として誤っている、若しくは著しく不正確と言わざるを得ない。

さらに、本件各処分の理由は「再裁定等」としており、この最後の「等」は再裁定にのみかかると解釈するのが自然であり(処分庁も同様に考えるようである)、この「等」をもって日本年金機構による公的年金の再裁定のみならず、○企業年金基金から受け取る企業年金に変更があったことまでを理解することはできない。

したがって、本件各処分の理由では、審査請求人が○企業年金基金から受け取る企業年金に変更があったことが市民税・県民税の普通徴収税額の変更処分の理由であることは理解できないので、行政手続法の求める理由付記として不十分なものである。

よって、市民税・県民税の普通徴収税額の変更通知に際しては件数も多いうえに個別の事情に応じて書き分けることが難しいという処分庁の実情は推察されるものの、そのような事情を踏まえてもなお、本件各処分の理由付記は行政手続法第14条第1項に違反し、違法であると言わざるを得ない。

4 以上より、本件審査請求は、第1記載のとおり判断する。

伊丹市行政不服審査会

会長 阿部 昌樹

委員 石橋 伸子

委員 角松 生史